

# 第17回教育委員会（定）

開会日時 令和3年 9月 16日（木） 午前 10時00分  
閉会日時 午前 10時50分  
開会場所 教育支援センター

## 出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	長 沼 豊

## 出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	近 藤 直 樹	学 務 課 長	星 野 邦 彦
生涯学習課長	家 田 彩 子	地域教育力推進課長	諸 橋 達 昭
指 導 室 長	氣 田 眞由美	教育支援センター所長	阿 部 雄 司
新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹	学校配置調整担当課長	久 保 田 智 恵 子
施設整備担当副参事	千 葉 享 二	中央図書館長	大 橋 薫

## 署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから、令和3年第17回の教育委員会（定例会）を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、近藤教育総務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、久保田学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、家田生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、阿部教育支援センター所長、大橋中央図書館長。

星野学務課長については、後ほど出席いたします。

以上、12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたします。

本日の委員会は、1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

#### ○議事

日程第一 議案第38号 学校職員出勤簿整理規程及び学校職員服務規程の一部を改正する訓令

(指導室)

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第38号「学校職員出勤簿整理規程及び学校職員服務規程の一部を改正する訓令」について、次長と指導室長から説明願います。

次 長 それでは、議案第38号「学校職員出勤簿整理規程及び学校職員服務規程の一部を改正する訓令」につきまして、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

提案の理由でございますが、今年の10月1日、来月から人事庶務事務システムが更新されることに伴いまして、紙で管理していた出勤簿が電子化されることとなります。これに伴いまして、所要の規程整備を行うものでございます。

詳細につきましては、指導室長からご説明させていただきます。

指 導 室 長 よろしくお願いたします。資料については、「指-1」になります。

学校職員出勤簿整理規程及び学校職員服務規程の一部改正について、ご説明いたします。

まず、この2つの規定を改正する理由といたしまして、令和3年10月1日より、現行の庶務事務システムが入れ替えされると同時に、現在、区役所本庁舎のみで導入されているICカードによる出退勤管理システムが出先施設でも導入されることとなりました。

そのため、区立幼稚園に勤務する幼稚園教育職員について、現在、紙で管理し

ている出勤簿からシステムによる管理となるため、必要な規程整備を行います。

なお、今回の改正は幼稚園教育職員のみとなり、県費負担教育職員については、引き続き、紙出勤簿の使用をいたします。

まずは、学校職員出勤簿規程について、大きく内容を変更した部分、ポイントについてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

題名の「出勤簿」部分を「出勤記録及び出勤簿」に改正いたします。

第1条の「出勤簿」部分も、同様に「出勤記録及び出勤簿」に改正いたします。

第2条について、本規程の用語を改めて整理いたしました。

その中でも、(2) 出勤記録の部分について、出勤記録とは、庶務事務システムによる職員の出勤等に関する記録という部分を新たに定めます。

第2条の2を新たに新設いたしました。

内容は、出勤等の記録の整理について、幼稚園教育職員はシステムによる管理とし、県費負担教育職員及び会計年度任用職員は出勤簿による管理という整理区分を新たに定めます。

第3条について、出勤記録及び出勤簿整理者について、出勤記録の整理者は副園長が行うという部分を新たに定めます。

第4条の2を新たに新設いたしました。

内容について、第1項は、出勤記録の確認及び修正について、幼稚園教育職員は、自己の出勤記録を確認し、事実と異なる場合は速やかに修正しなければならないこと。また、これによりがたい場合は、副園長または指定職員が出勤記録の修正等を行うことができること。

第2項は、副園長または指定職員は、出勤記録を確認し、必要に応じて職員に記録を修正させなければならないことを新たに定めます。

第5条から第7条については、必要な文言修正のみ行いました。

別表について。こちらは出勤簿上の表示に関する一覧となっているため、システム管理となる幼稚園教育職員の部分についてのみ削除いたします。削除部分は、ご覧のとおりになります。

学校職員出勤簿規程の改正内容は、以上となります。

続きまして、学校職員職務規程の改正内容のご説明をいたします。

新旧対照表をご覧ください。

第7条について、第2項を新設いたしました。

内容は、幼稚園教育職員は、出退勤時にICカードにより必要な操作を行うという内容を新たに定めます。

第8条について、年次有給休暇等の請求について、幼稚園教育職員は庶務事務システムにより行うという内容を定めます。

第15条及び第16条について、事故欠勤及び私事欠勤の届け出について、幼稚園教育職員はシステムにより行い、県費負担教職員は、休暇・職免等処理簿により行うということをそれぞれ定めます。

最期に、様式について。第4号様式の幼稚園教育職員の出勤簿様式について、

システム管理となるため削除いたします。

説明は以上となります。

教 育 長      ありがとうございます。  
                  質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

長 沼 委 員      ご説明ありがとうございます。  
                  県費負担教職員については、引き続き、紙出勤簿等を使用するという事なの  
                  ですが、その理由を教えてください。

                  というのは、やはりできるだけ早くそちらの方もシステム管理に移行した方が  
                  いいと思います。働き方改革を大きく進めるためには時間の管理をしなければな  
                  りませんので、その意味でも、できるだけ早くというふうに考えています。よろ  
                  しくお願いします。

次        長      ご意見ということで、承らせていただきます。

教 育 長      では、今のご意見を受けて、対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。  
                  よろしいですか。

長 沼 委 員      それで構わないです。現時点では、両方一緒にはできない理由、事情がある  
                  ということ、そうしない、あるいは、そうできない理由があるということでは  
                  うか。

教 育 長      現状は、幼稚園教員は紙ベースでやっているわけですね。

指 導 室 長      そうですね。はい。

教 育 長      小中教員、都費職員も紙ベースでやっているわけですね。区費職員だけやっ  
                  て、どうして都費職員はできないのでしょうか。

次        長      確認をさせていただいて、後ほど、答弁させていただきますので、よろしくお  
                  願ひします。

教 育 長      よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。  
                  そのほか、いかがでしょうか。  
                  では、どういたしましう。

教 育 長      議案第38号については、その回答を待つてということしますか。それともよ  
                  ろしいですか。

長 沼 委 員      この議案自体は賛成ですので構いません。

教 育 長      分かりました。それでは、後ほど答弁させていただくということで、お諮りします。

    日程第一 議案第38号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長      それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 議案第39号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長      続いて、日程第二 議案第39号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長      それでは、議案第39号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」について、議案を提出いたします。

    提出者は、中川修一教育長でございます。

    この議案第39号の中には、今申し上げました条例施行規則のほかに、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正及び幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正が含まれてございます。

    いずれの提案理由も、人事庶務事務システムの更新と押印廃止に伴うものでございます。

    各種の様式の改正等、所要の規程整備となってございます。

    詳細につきましては、教育総務課長からご説明させていただきます。

教育総務課長      資料は「総-1」の方をご覧ください。

    議案第39号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」でございます。

    第1条で、給与に関する条例施行規則の一部改正を行っております。

    第1号様式のところが職員別給与簿になっておりまして、これは人事庶務システムが来月から入れ替わりまして、新しくなります。それに伴う新しい様式ということで、こちらに差し替えるという改正になっております。

    第2号様式以降につきましては、押印の欄が残っておりますので、押印廃止に伴いまして、この「押印」というところは削除するという規定整備を行うものでございます。

    続きまして、6/39ページの方にお進みください。

こちら第2条で、勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正で  
ございます。

こちらの第4条のところも、システムの更新に伴いまして、これまで紙帳票で  
記入していたものを電算入力に変えるということが出来ますので、それに伴う規  
程整備となっております。

様式につきましては、こちらについては、押印のところですね、押印廃止に伴  
う規程整備ということで行っております。

それから、16/39ページにお進みください。

こちらが第3条で、住居手当に関する規則の一部改正でございます。

様式がございますが、押印廃止に伴う「印」のところを削るという改正でござ  
います。

施行期日は附則第1項にありますとおり、令和3年10月1日から施行となっ  
ております。

提案理由は、先ほど次長から申し上げましたとおり、人事庶務事務システムの  
更新及び押印廃止に伴い、所要の規定整備を行う必要があるというものでござ  
います。

説明は以上です。

教 育 長      ありがとうございます。  
                  質疑、意見等ございましたらご発言ください。

松 澤 委 員    押印の廃止と、あともう1つ、国での色々なこのような転換として、システム  
での管理がありますが、システム管理によって、どれぐらいの時間、経費とか、  
そのようなものが削減できるのかというのもお聞きしたいです。  
多分、それを算出するのは、これからになるかと思いますが、どのような効果  
が出るのかなというのが知りたいです。  
データ管理等を推し進めていく上で、時間短縮や旅費が少なくなるとか、押印  
がなくなったことによって、これだけ区の色々な手続が楽になりますよとい  
うことも言えると、抵抗感のある方たちにも伝わるではないかというふうに思  
います。  
分かった段階でいいので、お聞きしたいなと思います。

教育総務課長    全庁的に経営改革推進課を中心にこれを検討して進めてまいりまして、目的と  
しましては、事務の省力化ですとか、あと対外的なものについても、押印が残っ  
ているということは、紙文書が残るということで、電子化できないというような  
ことがありまして、押印を廃止できるものは廃止して電子化にして、効率よく手  
続きができること、サービス向上も図るということが目的とされております。  
色々な場面で様式改定を行っておりますけど、将来については、一定、そのよ  
うな効果が出ると思うのですが、それを個々に測定していくというようなことは、  
まだ視野に入っていないかと思っております。それがどのくらい、効果が出るかとい  
うのは、把握できれば、しかるべきところでまたご報告できるかと思っておりますが、全

庁的に効果測定というところがまず視野に入っていなかったように思うので、そのところ、その動きも確認しながら見ていきたいと思います。

松澤委員 データや数値で出すことが難しいようでしたら、現場の声というか、実際にやっていたらしゃる方の声の、アンケートでもいいので知りたいです。実際に働いている職員の方が、押印廃止、システム化したことによって、効率がよくなったという声がすごく多かったということであれば、それが成果として認められるかと思しますので、その辺の感じでもよろしいかと思ます。現場の方の声がもしあったら、そのような声が出てきた段階で、すごく便利になりましたよというふうに、発信していただくと良いと思ます。

民間の方でも、工事がもう、今、電子化になったことによって、何回もお客様のところに行って押印をして、それを持ち帰って、また出してというやり取りがなくメールだけで済み、もう簡単になっている。

もう私たち民間では効果として表れているのですが、実際に行政ではどういう成果がでるのか、税金を払っていただいている一般の方に伝えるときに、このような効率的に予算を使っているかということは結構大事だと思ますので、そのような声だけでも発信していただくといいかと思ますので、ぜひ、お願いいたします。

教 育 長 よろしくお願ひいたします。  
そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二 議案第 39 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

#### ○議事

日程第三 議案第 40 号 幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

教 育 長 では、続いて、日程第 3 議案第 40 号「幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令」について、次長と教育総務課長から説明願ひます。

次 長 それでは、議案第 40 号になります。  
「幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令」について、議案

を提出させていただきます。

提出者は、中川修一教育長でございます。

提案の理由ですが、押印廃止に伴います通勤届の押印欄を削除する様式の改正でございます。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明させていただきます。

教育総務課長 「総－２」の資料をご覧ください。

議案第４０号です。幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令です。

こちらは訓令ですので、規則とは別の議案にしております。

こちらにつきましても、押印の廃止措置ということで、通勤届ですね、こちらに押印欄が残っておりましたので、こちらを削除するという様式の規程整備でございます。

施行期日は１０月１日となっております。

教 育 長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第三 議案第４０号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

○臨時代理

１．意見の聴取について

(総－３・教育総務課)

教 育 長 それでは、臨時代理の議題に移ります。臨時代理１「意見の聴取」につきましては、令和３年第３回区議会定例会で審議を予定している案件でありますので、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。



○報告

1. 身近な教育委員会について

(総-4・教育総務課)

教 育 長           それでは、報告事項を聴取します。報告1「身近な教育委員会について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長       資料は「総-4」になります。

身近な教育委員会は、学校の学期ごとといたしますか、年3回で実施していましたが、今年度については、感染症の関係で第1学期は実施ができませんでした。

第2学期の部分で開催予定をしております。11月4日木曜日、10時30分からということで、午前中の時間帯で行います。

会場は、板橋第一小学校の体育館でございます。

開催内容ですが、第1部、第20回教育委員会、通常の教育委員会として開催いたします。参加いただける方に関しましては、傍聴いただくという形になります。

第2部です。最初に、湯澤校長先生からプレゼンテーションがございます。

「GIGAスクール構想本格実施のスタートに向けて」ということで、その後、グループに分かれて討議ということで、60分間、想定しております。

「GIGAスクール構想本格実施実現に向けて、学校・家庭はどう変わっていくか」ということをテーマに討議をするという形になっております。

今年度について、昼食の懇談会はございません。

また、開始前に、2時間目の授業見学できるようにいたします。

それから、4の周知方法でございますが、板一小を含む学びのエリアの各校にチラシを、2ページ目がチラシになっておりますが、こちらを配布いたします。

また、関係校にはメール配信システムでメールによってもご案内をしようと思っております。また、ホームページの方に掲載をいたします。

2ページ目のチラシの方ですね、これは申込書と兼ねておまして、下の方の二次元コードでホームページにアクセスできるようになっております。

申し込みにつきましては、基本的には事務局の方に直接お申し込みいただくという形をとっております。お電話か、もしくはこのファクスでということで申し込みいただくことになっております。

説明は以上でございます。

教 育 長           ありがとうございます。

質疑、意見等ございましたらご発言ください。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長           11月4日ということで、コロナが収まってくれることを願っています。また

よろしくお願ひいたします。

○報告

2. 榛名林間学園のあり方について（中間報告）

（生－1・生涯学習課）

教 育 長 それでは、続いて、報告2「榛名林間学園のあり方について（中間報告）」につきましては、11月の閉会中の文教児童委員会で報告予定の案件であるため、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

○報告

3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための社会教育施設の利用時間変更期間の延長について

（生－2・生涯学習課）

教 育 長 報告3「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための社会教育施設の利用時間変更期間の延長について」、生涯学習課長からお願いいたします。

生涯学習課長 よろしくお願ひいたします。資料「生－2」をご覧ください。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言の延長に伴い、こちらの対象の施設のところ、9月30日まで今までどおりの営業時間ということになることをご報告いたします。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。  
よろしいでしょうか。

（はい）

教 育 長 よろしくお願ひいたします。

教育総務課長 大変申しわけございません。先ほどの長沼委員のご質問の件です。

人事庶務事務システムは学校現場に入っているのですが、都費職員は別の管理になっておりまして、幼稚園教育職員は都費ではございませんので、出勤簿もこれに合わせて全庁的な動きに連動しております。

都費職員の扱いにつきましては、在校時間管理システムというのがございますね、働き方改革の。あのシステムに庶務事務の機能を付加するという方向で独自

にやるということで考えておりました、実は来年度予算の要求で出しております。

予算計上が叶えば、ICカードで記録するだけではなくて、超過勤務のこととか、出張のこととか、全部できるシステムになるというところで、今、そこを想定して、予算計上がかなえば、来年度から導入していくというような動きになっております。

よろしいでしょうか。

長沼委員 ありがとうございます。そうしましたら、ぜひ、これは予算を取っていただいて、速やかに進めていただきたいと思います。

青木委員 システムを分けるというのは正しい考え方だと私は認識しているのですが、例えば有給の取扱いというのは、細かい部分なのですが、どういう形で具体的には行うのでしょうか。結局、都費職員の話がもっとトータルにしていきたいというのは、多分、そこを見据えてだと思のですが。

単に出退勤のものと、有給の取扱いが、また、別途、手入力でやらないといけないというようなシステム上の問題が出てきたりしているので、その辺を見据えると、もっとトータルで扱えるようなシステムにしていくというのが方向的には正しいのかなと。

要するに、多分、そういう問題も含めての、今、過渡期という感じではないかなというふうに思っております、もし今回の区費職員のもので、その辺の扱いの変化というのがあったら。

というのは、実は私どものところでもそれをやっている中で、有給というのは働き方改革で必ず取らなきゃいけない、年間5日というふうに、最低ですね。

それを後から教員が手入力に入れなくてはいけないということで、結構、そこが煩わしいという話になっています。

後から、例えば色々な学事の進みによって、修正をかけたりにしないでつながるというので、色々な煩わしさは、結構、今、現場からの声で聞こえてきたりするので、その辺を見据えると、システム全体をもう少し扱いやすいという視点で考えていただけるようなものをこの先必要なんじゃないか。

細かいところですが言わせていただきました。その辺のご検討をよろしく願います。

教育長 ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げましたように、臨時代理1及び報告2については、非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人退席)

○臨時代理

1. 意見の聴取について

(総-3・教育総務課)

教 育 長 それでは、臨時代理1「意見の聴取について」、教育総務課長から説明願います。

教育総務課長 資料は「総-3」になります。こちらをご覧ください。

2 ページ目の方に、区長からの意見聴取についての文書がございます。

9月7日付で、第3回定例区議会に提出する一般会計補正予算第4号について意見聴取がございました。

次の3 ページ目のとおり、9月8日付で、教育長において、臨時代理により原案に同意する旨、回答しております。この旨、ご報告をするものでございます。

4 ページ目からが補正予算書になっております。

恐れ入ります、10/79 ページの方へお進みください。

予算書の資料ページでは3 ページのところですが、区全体では、この一般会計の補正予算第4号で98億2,700万円を増額し、総額2,351億5,900万円とするものでございます。

それでは、教育費について見てまいります。

52/79 ページの方へお進みください。

資料ページでは45 ページ目になります。

このページ、下の方ですね。教育費がございます。

教育総務費のところ、1番として、いたばしフレンドセンター管理運営経費111万4,000円の増額でございますが、この経費につきましては、いたばしフレンドセンターの小学生室というお部屋がございまして、そこの照明の更新工事を行うものでございます。

この経費は、本来、来年度予算に計上して行うという予定でございましたが、経済対策ですね、区内中小事業者の工事発注を前倒して、経済対策というか、その支援のために発注を前倒するという考え方がございまして、その1つとして、このフレンドセンターの方で行うというものを補正で計上しております。

その次が、54/79 ページになります。

こちらは小学校でございしますが、GIGAスクール環境を活用したオンライン授業配信等に要する経費を計上することで、学校運営経費として476万7,000円を計上しております。

この経費につきましては、教室でオンライン授業等を行うための広角WEBカメラを新たに調達するための経費でございます。1台当たり約1万4,000円でして、各校、学年に1台というところで予算を計上しております。

その下の、同様の教育活動、教育支援センターのところの6万3,000円でございますが、こちらについては天津わかしお学校ですね、4台分ということで予算を計上しております。

それから、中学校費がその次に出てまいります。

同様、中学校22校にWEBカメラ購入のための経費として、102万9,000円を補正で計上しております。

続きまして、その次ですね、幼稚園振興費の方でございます。

これにつきましては、56/79ページの方に金額がございますが、私立幼稚園の子育てのための施設等利用給付費等の国・都支出金の返還に要する経緯ということで、前年度、国や都の補助金が出たものを精算しまして返還金が生じる場合には、9月の補正予算に計上しております。歳出予算に計上して返還するというので、今年度は6,278万9,000円ということで返還金を計上しております。

最期に、社会教育費でございます。

教育科学館運営経費177万6,000円でございます。

こちらについては、教育科学館の空調部品の交換ということで、そのための経費でございます。こちらにつきましても、先ほどと同様に、経済対策という趣旨でございます。来年度予算の予定でしたが、前倒しをして今年度の補正で措置をしたというものでございます。

すみません、雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長      ありがとうございます。  
                  質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
                  よろしいでしょうか。

(はい)

○報告

2. 榛名林間学園のあり方について（中間報告）

(生-1・生涯学習課)

教 育 長      それでは、報告2「榛名林間学園のあり方について（中間報告）」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長    よろしくお願いたします。

資料「生-1」をご覧ください。

榛名林間学園のあり方についての中間報告になります。

1の「はじめに」のところを雑駁に申し上げると、いたばしNo.1実現プラン2021において、令和3年度中にあり方の結論を出すというふうになっております。それによって、こちら、今の榛名林間学園について検討をしていくというものになります。

次に、2番、榛名林間学園の現状ですが、こちら数字等は、昨年度はコロナの影響を大きく受けているので、利用のお客さんも5%程度になってしまっているもので、比較のときには、こちらは令和元年度以前の数字を用いらせていただいております。

利用状況は、こちらを見ていただくとおり、7割以上が移動教室、そのほか、青健事業、社会教育団体の方に多く利用していただいております。一般のご利用者というのは1割にも満たないというのが現状でございます。

次に、年間経費が、こちらにありますとおり、4,978万4,072円あって、例年、このぐらいの金額が指定管理料と合わせてなっております。

次に、3番の課題のところになります。

まず、施設においてなのですが、最初に、外壁・屋根の老朽化について記載させていただきます。

外壁は、こちらにもあるとおり、補修工事を実施もしていますが、全体的な改修工事が必要な状態でございますし、屋根については、至るところに苔も生えていて、あとは小さな実は樹木のようなものも生えてしまっているのですが、そちらを取ってしまうと、もう屋根全体をはがすようなことになって影響が大きいので、それもはがすこともできないような、そのような状況です。

設備についても、こちら古い設備が入っておりますので、交換となると、現状、修理をするに当たっても、部品も手に入られるかどうか分からないような状況でして、交換となると、また、それも数千万単位の規模で費用がかかるんじゃないかというような状況です。

あと、次には、実際に色々な方が、今、訪れていただく施設としては、バリアフリーがなかなかまだ整っていないというところも今の施設の問題ではないかというふうに認識しています。

(2)に移りまして、立地上の課題なのですが、まず、1つ目が、冬季期間の利用率の低さというところがございます。

室内であっても、もう真冬のピークは零下のような状況になってしまうというところ。

一方で、以前でしたら、榛名湖でワカサギ釣り、湖が凍ることでそのようなものをお楽しみいただくことができたのですが、もうここ10年ぐらいは温暖化で氷が着氷もできないということで、そのような冬本来のお楽しみみたいなものもできなくなってしまっているという現状がございます。

②のところで、高湿度。カビの発生が非常に多く、アンケートでは、訪れた方から多く「大変よかった」という意見と、ほぼ同じぐらい、「カビの臭いが」という意見を頻繁にいただいているような状況です。除湿器を設置しても、水がぼたぼたではなくて、じゃーじゃー流れているような、そのような状況です。

3つ目。それは、今の状態だと一番問題かなと思っているのが、医療提供というのが非常に難しい立地になっておりまして、山の上のところには医療機関がほとんどない状態ですし、実際にけがをされた方を医療機関にというふうになったときに、山を下っていくようなことになり、結果、タクシー代1万5,000円ぐらいになってしまったというような生々しい先生からのご意見をいただくようなことがありました。

4番目にいきます。今回は、以前にもあり方を検討していきますといこちらにご報告したのですが、そこに加えて、学校の先生方にアンケートを取らせていた

だいた、そこの部分を追加しております。

先生方から多くいただいた意見としては、榛名がとてもいい点として、ハイキングであったり、キャンプファイアであったりということができるところ、体育館が整っているところというのが非常にいいというふうにご意見はいただいたのですが、やはり施設の老朽化が非常に厳しいのではないかとということと、あと、医療機関のところも問題だというふうに言っていたいております。

どうしても、じゃあ、この榛名でないと、この板橋区直営の施設でないといけないのかどうかということに関しては、その必要性については特にご意見はいただいていないというようなところもございしますので、5番、あり方検討の方向性なのですが、まずは、1つ目、利用者ニーズの視点ですね。

林間に、榛名に求められているニーズ、先ほど申し上げたキャンプファイアであったり、自然体験であったり、そのようなところのサービス提供がどういう方向でできるかということ。

それから、2つ目に代替可能性。このような小学校の方であるとか、利用している方々が同じような体験ができるような代替施設というものはないだろうかということ、こちらはもう少し詰めて考えていきたいなというふうに考えています。

3つ目が、財政負担の視点というところですが、今の榛名林間学園を大きく直すとなるとかなりの金額がかかりますので、そこと、これからの子どもたちが色々な体験をしていくというところでの、榛名自体を直すのか、それとも、ほかのところではできるのか、そこら辺の財政的な面も検討していこうというふうに、今、考えております。

今後のスケジュールなのですが、今回は、こちら教育委員会の方でご報告させていただいて、その後で10月に庁議報告をさせていただきます。その後、文教児童委員会にも報告をさせていただきます。

その後、また、最終案に向けたもう少し立ち入った調査をさせていただいた上で、最終案を1月には報告していきたいというふうに考えております。

以上です。

教 育 長      ありがとうございます。  
                  質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員      榛名は建築からどれぐらい年数が経っているのですか。

生涯学習課長      昭和48年開設です。

松 澤 委 員      ということは、自分たちと同じぐらいの年齢ですので、厳しいのかなというふうに思いまして。あと、私も、色々な施設とかを考えたときに建て直しというのはもう必須だと思いますので、それを建て直しして新しくまた榛名に作り変えるか、もしくは別の場所ということで、今、両方とも頭にあるとは思いますが。

教育委員会だけで話す規模のことではなくなってしまいますが、例えば、板橋区の老朽化している施設を幾つか挙げていただいて、その中で立地がいいところとかがあれば、そのようなところと一緒にやるというのも一つかと思えます。施設が1つで済みますので、検討段階で色々な候補が出ると思えます。

一番大事なところは、子どもたちと学校の先生たちの現場のニーズや、安心安全で、しかもそのような必要な体験ができるということが条件だと思います。そこを中心に、場所とか、立地とかはまた検討していただければと思います。先ほどのアレルギーの対策などもあるので、医療機関がそこまで遠くなければよかったなと思うのですが、結構な時間がかかるというのはリスクが高いですので、今後はそのような機関が近くにあるようなところを検討していただきたいです。本当に今の財政状況も厳しいと思いますので、幾つかのものを1つにして全部の用途に使えるとか、先ほど言ったように、冬季の期間が使えない、春、夏、秋の3シーズンだけで、それで賄っていても予算が合うような施設の設計や経費の削減をして建てるのかとか、あとは例えば冬でもアクセスがしやすく、何か名物があって、一般の方が呼べるような立地を探すとか、そのような転換期にはあると思います。ニーズの分析がかなりしっかりされていますので、そのニーズを、中心に考えていただければと思います。

また、例えば榛名林間学園の期間というのは確実に板橋区の学校の方たちが優先的に入れなければいけないので、もしそれを民間に任せただけの場合は、民間のところからお断りされてしまうと、色々な別の場所を探すというのも大変だと思いますので、そこも踏まえて、検討をお願いします。

多分、今の状況を聞いているとあと数年しか時間がないのではないかなと思います。結構、近々にそのようなリサーチをしながら、学校の先生と、現状の子どもたちの保護者の皆さんのニーズというのが、別に山の上じゃなきゃいけないということではないと思いますので、そのようなニーズに合わせて、キャンプファイアーが、ハイキングができるとか、その辺の検討をして、本当に負担がないような形でやるのがいいと思います。

生涯学習課長

ありがとうございます。施設存続という面と、あとは代替案としては、また別の新たな施設ということもあるのですが、あとは、以前、八ヶ岳を大規模改修したときに、その期間、色々な民間施設に行っていただいて補助を出すというやり方ができたときもございますので、そのようなときのことを参考にしながら、あらかじめ、その辺りはもう評価としても全面的に色々対処して、そのような別の方法も検討の視野に入れているというふうな状況です。

松澤委員

一応、今のご意見聞いていて、民間だけでということでも厳しいでしょうし、行政サイドの公共機関だけでということも厳しいと思いますので、それもセットで、ある程度の色々なそのような得意分野がある企業さんと一緒にコラボしていくことも十分できると思いますので、あとは板橋区内、色々な大学はじめ、色々な機関が、充実していると思うのです。



そのような機関には保養所を持っていらっしゃる場所があるかと思うので、そういうところと連携できたら、また1つ、一歩踏み込んで進めると思いますが、そのようなところも、一回り、二回りということで広くご検討いただくと、また、次にいいものができると思うのです。ぜひ、頑張ってくださいなと思います。

僕たちの世代からしたら、榛名を残してほしいという気持ちはあるのですが、そうも言ってもらえませんから、そのようなことで、ぜひ、やっていただきたいなと思います。

生涯学習課長      ありがとうございます。子どもたちの体験・大切な経験を一番に考えていきたいと思えます。

教 育 長      ありがとうございました。  
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長      それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。  
ありがとうございました。

午前      10時   50分   閉会